



資循諮問第1号

茨城県環境審議会

第6次茨城県廃棄物処理計画の策定に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項の規定に基づき、意見を求める。

令和7年2月5日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問理由

本県では、循環型社会の形成を進めることを基本理念として、令和3年3月に第5次茨城県廃棄物処理計画を策定し、資源循環と廃棄物の適正処理の推進に取り組んできたところである。

第5次茨城県廃棄物処理計画の計画期間が令和7年度をもって終了することから、近年の新たな法制度の動向、関係者の取り組みの進展、廃棄物実態調査の結果等を踏まえ、持続可能な循環型社会の形成に向けて更に取り組みを進めるため、第6次茨城県廃棄物処理計画を策定したいので、貴審議会の意見を求めるものである。